

【ご注意ください】

適性診断の未受診は行政処分の対象とされています。お忘れないように適性診断を受けましょう。

# 忘れていませんか!? 適性診断



☆≡ 適性診断の受診は、法令で定められています。  
独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)の「適性診断」は、国土交通大臣より認定を受けています。



初任診断

新たに運転者として採用される方

適齢診断

高齢(65才以上)の運転者の方

セーフティバス制度では、65歳以上75歳未満の全運転者に対し、法令(3年の頻度)より短い2年に1回以上の頻度で受診すれば加点対象となります。

特定診断  
I, II

交通事故を引き起こした方 詳しくはご相談ください

一般診断

安全運転に必要な運転特性を、科学的に測定します。  
運転での考え方や反応は変化しますので、定期的を受診し、変化を把握することをお勧めします。

カウンセリング付き  
一般診断

一般診断を受診した方に、診断結果を基に事故の未然防止のために安全運転の留意点等についてカウンセリング手法を用いた指導・助言を行います。

貸出機器

適性診断機器のレンタルも行っております。自社で受診可能です。  
※利用料は適性診断手数料の他、機器1台につき1日1,100円です。

受診頻度について：

これまで概ね3年に1回程度が主流でしたが、指導監督告示の内容等を踏まえ、ナスバでは2年に1回受診して活用することを推奨いたします。

ご予約はインターネットが便利です！

【適性診断のお問い合わせは裏面の各支所へご連絡ください】

ナスバ 診断予約

検索



NASVAマスコット  
キャラクター

ナスバちゃん